

学校感染症について

学校感染症に罹患した場合は、次の手続きをお願いします。

- (1) 直ちに学校（担任）へ連絡する。
- (2) 医師の診断に基づき、登校の許可が出るまで登校しない。
- (3) 「インフルエンザ罹患報告書」・「罹患証明書」の用紙をダウンロードする。
(郵送やFAXでの受け取りも可)

① インフルエンザの場合

病院に受診した際、自宅療養期間を医師に確認の上、本校指定の「**インフルエンザ罹患報告書**」に**保護者の方がボールペン等で記入・捺印**してください。

② インフルエンザ以外の学校感染症の場合

本校指定の「**罹患証明書**」に、必要事項を**医師に記入**してもらってください。

- (4) 登校した際に、「罹患証明書」または「インフルエンザ罹患報告書」を担任に提出する。

* 「インフルエンザ罹患報告書」「罹患証明書」を提出した場合は、出席停止の扱いとなり、欠席・欠課になりません。

●出席停止の対象となる感染症について

学校は集団生活の場であり、感染症が発生した場合には学校保健安全法 19 条の規定により、感染症にかかった生徒に対して出席停止の措置をとるよう定められています。

“学校において予防すべき感染症”の種類と出席停止期間は次のとおりです。

(平成 24 年 4 月 1 日施行)

【学校感染症の種類と出席停止期間】

種	病 名	出席停止期間のめす
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、 <u>新型インフルエンザ等感染症</u> 、指定感染症及び新感染症	完全に治癒するまで
第 2 種	① インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く) ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎 ⑤風疹 ⑥水痘 ⑦咽頭結膜熱(プール熱) ⑧結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	① <u>発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで</u> ↓ (発症日の翌日から数えて最低 5 日間は登校不可) ②特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ③解熱後 3 日を経過するまで ④耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ⑤発疹が消失するまで ⑥全ての発疹が痂皮化するまで ⑦主要症状消退後 2 日を経過するまで ⑧医師が感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u> (感染性胃腸炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、EB ウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、带状疱疹など)	医師が感染のおそれがないと認めるまで